

保護者様

北区立十条小学校
校長

出席停止のお知らせ

お子さまが、学校保健安全法で定められている感染症に罹患したことを医師に診断された旨、連絡をいただきました。お体の具合はいかがでしょう。感染症に罹患した際は、児童の早期回復と他の児童への感染防止のため、出席停止措置となります。出席停止期間は、下記の通りです。他の児童に感染の心配がなくなるまで、自宅で療養してください。

登校の可否は、受診先の医師にご相談ください。
登校する際は、下の「出席停止解除届」に保護者の方が記入の上、切り取って、学校へ提出してください。

表 学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準

新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳の消失、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで
流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
麻疹（はしか）	解熱後3日経過するまで
風しん（三日ばしか）	発疹が消退するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後、2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
その他の伝染病 （ <u>医師が必要と認める場合に出席停止の対象になるもの</u> ） 溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス等）など	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで

(切り取り線)

出席停止解除届

年 組 氏名	
疾患名	
発症日	年 月 日
医師の指示により登校してはいけない期間	月 日 ~ 月 日 まで
受診病院	

令和 年 月 日

保護者氏名

